

除雪作業でも労働安全衛生法 で定める運転資格が必要です

(トラクター・ショベル(四輪駆動))は、
労働安全衛生法上の
**車両系建設機械(整地・運搬・積込み
用及び掘削用)**
に該当します。



労働安全衛生法では、機体重量が3トン以上の**車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)**の運転業務に労働者を就かせる場合は、法令で定める資格を有した者でなければなりません。また、その資格を有している者以外の者が当該運転業務を行うことはできません(労働安全衛生法第61条)。

なお、機体重量が3トン未満の**車両系建設機械**は、労働安全衛生法で定める、特別教育を修了した者も作業に就くことができます(労働安全衛生法第59条)。

労働安全衛生法第61条で定める資格は、次のようになっています。

- 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者
- 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く)
- 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者
- その他厚生労働大臣が定める者

「厚生労働大臣が定める者」の部分

- ・ 建設業法施行令第34条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者又は2級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和3年国土交通省告示第102号)に定める第1種から第3種までの種別に該当するものに合格した者
- ・ その他、運転できる資格に、能開法第27条第1項に定める訓練修了者など、訓練の種類などにより該当するものがあります。



【災害事例】

除雪作業を行っていたトラクター・ショベルの作業範囲に立ち入った労働者が、バックしてきた当該機械に轢かれたもの。

【災害防止対策】

トラクター・ショベルは、前輪と後輪の間の車体が折れ曲がる形式であり、走行軌跡は前輪と後輪が同じで内輪差や外輪差がなく小回りが利く、さらに車体が大きく死角が多いなどの特徴があります。

トラクター・ショベルを使用する場合には、次の対策を確実に実施して、除雪の労働災害を防止しましょう！

- 1 建設機械の点検整備
- 2 有資格者である運転者の配置
- 3 作業内容に合わせた作業計画の作成
- 4 原則、作業範囲内への立入禁止措置
- 5 前進、後進の際に、発進時に警笛を鳴らすなどの注意喚起するルールを周知する。

(作業範囲内への立ち入りが必要な場合には、誘導員を配置したうえで、事前に決められた合図により当該機械を停止させてからの立ち入りを徹底する。)

(災害事例)



(災害防止対策)



労働安全衛生法Q & A

Q1	会社駐車場の除雪をトラクター・ショベル(四輪駆動)を運転して労働者に行わせる場合や事業主自ら行う場合は資格が必要ですか
A1	当該車両の運転には、労働者、事業主とも資格が必要です。
Q2	大型特殊免許でトラクター・ショベルを運転して除雪作業はできますか
A2	同作業をする場合は労働安全衛生法で定める資格を有していなければなりません。
Q3	技能講習を受ける場合はどこに問い合わせすればよいのですか
A3	北海道内で技能講習を実施している教習機関は、北海道労働局のホームページに掲載しています。受講等に関することは同機関に直接お問い合わせください。
Q4	無資格で運転すると罰則はありますか
A4	労働安全衛生法に罰則が規定されています。



詳しくは北海道労働局安全課又は労働基準監督署
(支署)へお問い合わせください